

参議院の委員会における採決結果の確認方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

藤 末 健 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院の委員会における採決結果の確認方法に関する質問主意書

二〇一五年九月十七日に開催された参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における安全保障関連法案の採決については、賛成多数で可決されたこととなった。しかしながら、速記者が議事を聞き取れないほどの怒号の中での採決となり、実際に採決の際の会議録は「議場騒然、聴取不能」とされている。このような採決の議事記録であるにもかかわらず可決されたとして手続が進められたが、この手続がどのような法規や内部規則により進められたのかという点につき、政府としての認識を明確に示された
い。

右質問する。

